

「福島市身体障がい者福祉センター腰の浜会館」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月27日	現場説明会	1 団体参加 ・ 時間：午後2時～ ・ 内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月28日～31日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (障がい福祉課)	1 団体申請 ・ 申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 (保健福祉センター第1保健指導室)	1 団体面接 ・ 時間：午前13時30分～ ・ 内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月27日	第1次審査 (健康福祉部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・ 各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・ 委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・ 健康福祉部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・ 指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

・「社会福祉法人福島市社会福祉協議会」／最終合計点：66.14点（交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	5.1点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	15.00点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	5.25点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	5.20点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.25点
⑥ 社会的価値の実現	15%	6.60点
⑦ 安定した施設運営	15%	6.90点
合計	100%	46.30点
※管理運営委員会委員が7名につき1項目70点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		66.14点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0点を加点）した最終合計点		66.14点
【評価コメント】		
①障がい福祉の中心的な拠点としての自覚があり、障がいのある方とない方の共生を目指している点が評価できる。		
②ウォーターサーバーの設置については、利用者ニーズへの対応やSDGsへの配慮が評価できるという意見がある一方で、申請団体の独自事業として実施すべきという意見もあった。		
③施設の維持管理について、指定福祉避難所としての対応も含めて内容に具体性があると考えられるという意見があった。		
④少人数の体制だが、ワークライフバランスの心がけが示されている。		

4 参考

■提案内容の評価の視点

- ① 施設の設置目的の理解
 - ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
 - イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

- ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方
 - ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

- ③ 指定管理料（費用）設定の考え方
 - ア 標準的経費により採点
 - イ 必要な費目の設定は妥当か

- ④ 効率的な施設の維持管理に関する考え方
 - ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。